

# セクショナリズムの顯在化

—関税無効論争—

The Appearance of the Strong Sectionalism  
—The Nullification Controversy

山 口 房 司

(一) はじめに

内戦前のアメリカ史を際立ったセクション間の闘争の歴史、セクショナリズムの物語として叙述することは、ほとんどの史家に受容されている。しかしほこしセクショナリズムの生起と尖鋭化がどの時代にまで溯上できるかについての一致はない。カーペンターは、たとえば南部が少数派セクションとして自覚めた時点(コンシャス・マイノリティ)を1787年憲法制定会議にまで溯ってたどることができるとした。可成りの事象が彼の設定した仮説に当てはまる。しかし南部を1820年ミズーリ協定以前に、少数派の権利を戦闘的に守ろうとしたセクションとして定義するのは困難であろう。「1820年には“団結した北部”も“自己に自覺めた南部”も存在しなかった。これらのセクションは気候、経済的利益において異なっていた……しかしその相違は長きにわたるものではなく、増加するというものでもなかった。それらの相違は東=西間の相違よりも大きくはなかった。独立革命、憲法制定の父祖たちはこの相違を承知しており、それが統一の障礙になるとは思っていなかった。事実、建国の父祖たちが採用した連邦制度の主たるメリットは、各構成部分のヴァリエイションを許容する能力を持っていることにあったのである」し、別の事実は南部が1789年から内戦勃発の1861年まで、いくつかの点で他のセクションとほぼ平等に政府構成の責任を分担してきたことを示している。すなわちこの期間、15人の大統領のうち9人が南部から出ており、14人の副大統領のうち6人、37人の合衆国最高裁判事の

うち29人、153人の閣僚のうち73人、23人の下院議長のうち12人、82人の駐英、仏、露、西、澳各大使のうち47人を南部出身者が占めている。このことは確かに南部が人口的に少数派であり、セクション間勢力均衡の上で不利になりつつあった傾向を認めた上で、なお無視されるべき事実ではない。

しかばねセクショナリズムの顕在化、アメリカ政治史における一つの転換点を何時に求むべきか。またそれを画した事件に何をとりあげるべきであろうか。

奴隸制に対する南部の態度の転向点は1830年代初期に認められる。1830年にはフランスで七月革命がおこり南部のプランター貴族階級が衝撃を受け、1831年にはヴァージニア州サザンプトンで白人虐殺事件(ナット・ターナー)<sup>リベレイター</sup>が発生した。同じ年ボストン「解放者」が刊行された。

この期は1812年戦争の国債完済が目前であり、合衆国は同時代人の言を借りればまさにアメリカ人自らのものとなりつつあった時期であって、それに伴い合衆国全体が以後とるべき政策について新しく思考しなおす出発点としての条件を与えられ、ユニオンの性格についての再検討と激しい議論を呼んだ時期でもあった。

保護関税政策の採用と製造業の成長が険悪な階級感情を北部で生みだそうとしていた一方、南部では棉織機やその他の発明、考案が棉花産業を盛行させ、南部は奴隸制を前にもまして必要とする時代に突入していた。南部は1820年代末から奴隸制必要悪説から積極善説へと転向しつつあった。

このような1830年代初期において、1831年におこった三つの事件がミズーリ協定以後表面的には鎮静化していた奴隸制論争に全国的な関心を集中させたのである。

1831年1月、ギャリソン(William L. Garrison)はボストン市で「解放者」を刊行し「即時かつ無賠償」の奴隸制廃止を打ちあげた。同紙の冒頭に彼は挑戦的な声明を掲げた、「北部と南部の間にある契約は死とのそれであり、地獄との協定である」。このような挑発的言辞は彼の週刊紙(部数が3,000をこえることがなかった)を南部で焼却させ、彼の煽動的攻撃に身構えようとする敵対者を生みだした。

同年8月、ヴァージニア州サザンプトンでのナット・ターナーの叛乱において

61人の白人が虐殺された。この事件は南部人の従来からの奴隸叛乱への恐怖を最高度に具現したものとして、以後ニグロへの統制の苛酷さを招來した。

1831年～32年の冬にかけてのヴァージニア州議会の結着が全南部に影響を与えた。奴隸を漸次・有償で解放し自由黒人を送還すべきか、或いはこれ以上の叛乱を防止するため奴隸取締法を強化すべきか——をめぐる長い論戦は73票対58票のきわどい差で後者が可決された。ヴァージニアにおいて奴隸制への反対は全く影をひそめた。そしてヴァージニアの赴くところ他の南部州はこれに従った。1820年代に南部に存在した反奴隸制協会のほとんどは漸次姿を消し、少数の例外を除いて頑強な反奴隸制南部人は北部へと移住した。

北部からの反奴隸制アジテーションの高まりとともに、南部は奴隸制消極防衛から奴隸制積極善へと姿勢を変えた。最初の正式な奴隸制防衛論は、ナット・ターナーの叛乱に継起した。1831年～32年にかけて出現したこのデューの論文は、しばしばリプリントされて内戦に至るまでの間にいくつかあらわれた防衛論のモデルとしての役割を果した。<sup>③</sup>

以上の事柄から我々は1830年代初頭をアメリカ政治史上における一つの転換点と観ずることができようし、その文脈の中で特に際立った事件、そして右に述べたすべての要因に関連しそれらを包摂した事件として関税無効論争をあげることができる。それはまさに「南北戦争への序曲」であった。<sup>④</sup>

無効宣言に際し使用された州権論は言うまでもなく一つの地域、また特定政党の独占物でもなければ、この期はじめて登場したものでもない。問題はなぜ1832年に無効宣言という過激な形をとって、その理論と技術が整備され出現したのか、である。

さらに反関税闘争はこの期に限られるものではない。一部の例外を除き、南部では保護関税反対の動きが一般であったことは周知の事実である。このような文脈の中で1820年中期までは最もナショナリスチックな州であったサウスカロライナが、なぜ関税反対に変ったのか、さらにより重要な点はサウスカロライナの無効論者たちがなぜほとんどの南部人ですらが拒絶するほどの過激な反対方法を選んだのか、であろう。その解明にはサウスカロライナの特殊事情が尋ねられねばならぬし、やがてその特殊事情のいくつかが全南部に普遍化され

るに至った時、分離運動へとつながっていったのである。従ってサウスカロライナの無効宣言を狭く孤立的なトピックとして捉えることなく、内戦との連関において把握すべきであろう。

(註)

- ① Jesse T. Carpenter, *The South as a Conscious Minority* (1930).
- ② Avery O. Craven, *The Coming of the Civil War* (1963), p. 1; Wendell Holmes Stephenson, *A Basic History of the Old South* (1959), pp. 74-75.
- ③ Thomas R. Dew, *Review of the Debate in the Virginia Legislature of 1831 and 1832* (1832).
- ④ C. Edward Merriam, *A History of American Political Theories* (1920), pp. 204, 228; Eric L. McKittrick (ed.), *Slavery Defended: the Views of the Old South* (1963), pp. 12-16, 20-33; Donald B. Cole, *Handbook of American History* (1968), p. 98; Richard N. Current, *John C. Calhoun* (1963), pp. 120-121; August O. Spain, *The Political Theory of John C. Calhoun* (1968), pp. 31-32.
- ⑤ William W. Freehling, *Prelude to Civil War. The Nullification Controversy in South Carolina, 1816-1836* (1965).
- ⑥ Charles Sellers (ed.), *Andrew Jackson, Nullification, and the State Rights Tradition* (1967), p. 30.

(二) サウスカロライナの特殊事情

1819年の金融恐慌が全国的な経済ブームを終らせ、負債者としてのサウスカロライナのプランター全体に大打撃を与えた。この不況のしこりは高地帯の棉花プランターの上に長く続いた。棉花価格は1818年31セント、1821年14セント、1826年10セント、1831年8セントと大幅で長期的な下落傾向を示し、さらに一世代にわたる地力涸渇農法によってひきおこされた乏しい棉花産出量のはさみうちをうけた。南西部の新鮮な土壌を耕作しているアラバマやミシシッピのプランターたちは、より容易にこの恐慌に対処したが、サウスカロライナの棉花プランターは彼らと競合することも不況に対応することもできがたかった。一方、同州の商業中心地チャールストンはニューヨークの通商センターにも、

また他の抬頭しつつある南部諸州の棉花積出港にも対抗しがたくなっていた。ほとんどのサウスカロライナ人がこの不況を1815年以降の保護関税のせいだとし、特に唾棄すべき関税の出現をみて公然と反抗に出た。サウスカロライナ人は経済的破局に面し、彼らの禍の真因が南西部の黒い処女地との競合にあることを認めず報復的に関税反対にと向った。<sup>①</sup>

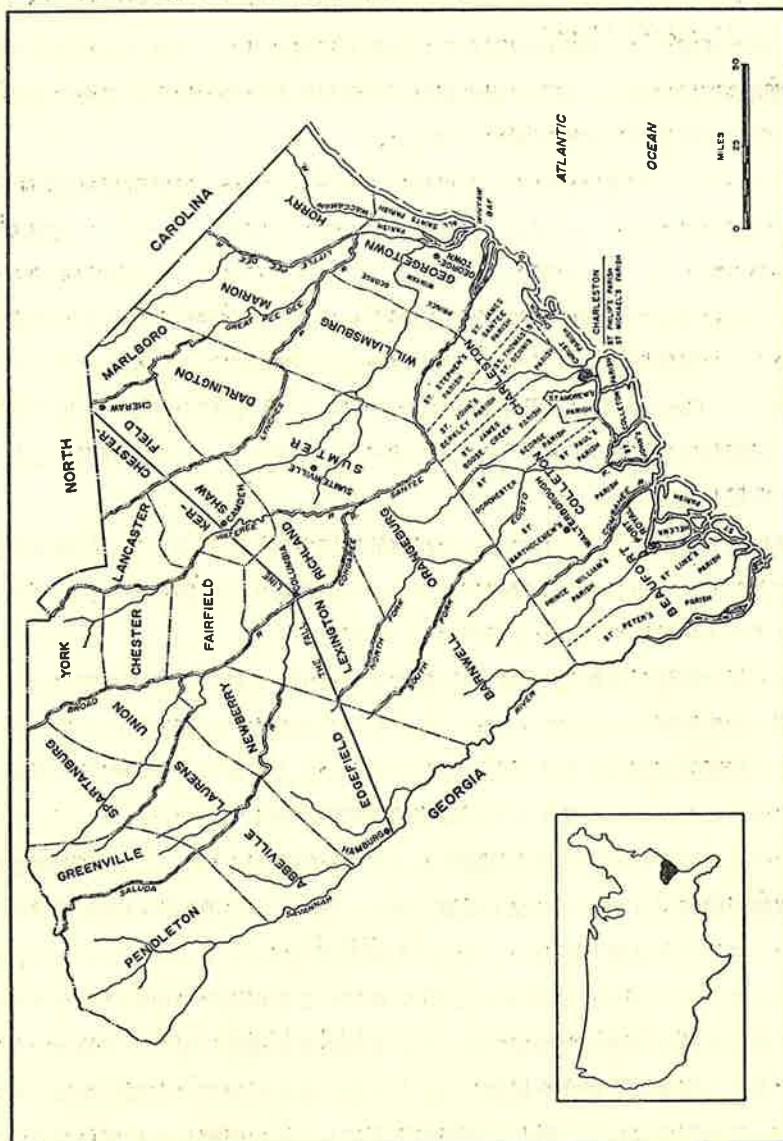
プランターの不満は次のような理解に達した。すなわち保護関税は南部にとって災厄の因であり、イギリス製品の値段を押しあげることによって南部人の生計費を高くし、より重要なことにはヨーロッパ人が販売しうる財貨を切りすることによって外国の棉花需要を削減させる二重の打撃を与えるものである。このように保護関税は南部人の支出を高めると同時に収入を減少させる。マクダフィー (George McDuffie) は有名な40ペール説を激烈な調子で各地で披瀝し、保護関税は棉花100ペールにつき40ペールをプランターから剝奪するこれを非難したのであった。<sup>②</sup>

関税無効論争における右のような経済的原因を低く評価することは重大な誤りであろう。しかしたとえば棉花プランターの非難する保護関税は、サウスカロライナ人の苦悩のわずかな原因にしかすぎなかった。

より低い関税が疲弊した地力を回復させるはずもなければ、南西部における棉花生産を抑制するわけでもなかった。しかし政治史上で留意すべきは、そのような客観的事実よりも人がどう信じたかという点である。1820年代～30年代には多くのサウスカロライナ人が経済的な障壁に悩んでいた。しかしごく大雑把にサウスカロライナの社会的構造および政治的配列をみても、高率関税法無効運動が棉花プランターの収入低減、チャールストンの通商上の凋落だけでひきおこされたとは考えがたい。たとえば低地帯（ビュフォート、コレトン、チャールストン、ジョージタウンなど）と呼ばれる海岸沿いの地区はサウスカロライナでも最も急進的な地域であって、連邦法無効運動に対して不釣合いなほどに多くの指導者と資金を提供した。しかしこれら低地帯の主要作物は「米」であって棉花ではなく、厳しい価格の下落にも土地の疲弊にも見舞われていなかったのである。従って狭く経済的視点のみより観ずるならば、いうまでもなく基本的には関税反対派ではあるものの、これら低地帯の富裕なプランターが

セクショナリズムの顕在化（山口）

関税無効論争時のサウスカロライナ



Freehling, *Prelude to Civil War*, p. 8.

ナリフィケイション運動にあれほど積極的に参加した理由が十分に説明されえない。ナリフィケイション運動研究のエキスパートたちが、1832年の運動が表面的には関税を引き下げるなどを狙いとしているものの、同時に奴隸制廃止論者<sup>アボリシヨニズム</sup>を抑止する一つの企てでもあったことを認めている理由も主としてそこにある。

⑤ サウスカロライナ人は関税に対する不満だけでなく、それ以外の挫折感、或いは憤りを保護関税の上に集中したとみることができる。それ以外の絶望感とは何か。それはようやく始まった反奴隸制キャムペーンへの病的な反応である。

1819年恐慌までにサウスカロライナ経済はほとんど全く農業に依存するようになっていた。高地帯にあった織物工場も折から全盛の棉花栽培に資本を集中するために閉鎖された。インフレーションによる経済的崩壊は1819年にやってきたが、それは二つの段階をなしている。第一期(1819~22。イギリス、正金支払再開)は全合衆国の生産者が影響を受けたものであって、サウスカロライナの特殊な問題とは余り直接しない。合衆国通貨の極端な縮小期、サウスカロライナの物価指数は全国的なデフレーションを反映して35%(平均)以上も下がった。収入も減ったがそれは物価の値下がりと或る程度、相殺されるから通貨縮小は必ずしもすべての生産者にとって脅威ではない。しかし1815~18年の洪水のような紙幣発行から一転しての金融縮小は、すべての負債者(プランター)にとって有害であった。貨幣の価値が騰貴し、資金の入手が困難になったから不況前に借りた負債が2倍以上に返済困難となった。

第一期の極端な通貨縮小による不況に比すれば、第二期においては過剰生産による商品作物の価格下落が特長的に認められる。従ってこれはサウスカロライナの特殊事情に直接する。

第一期に比べて総物価指数の下落はより少なく、サウスカロライナでは21%(一期35%)だと言われている。<sup>ステイブル・クロップ</sup>しかし輸入に頼っていた消費財の価格が関税のため比較的動かぬままであったので、収入の急激な下降、ことに高地帯の価格のそれは第一期の通貨縮小期よりも遙かに有害であった。不況の第一段階は全サウスカロライナの負債者(プランター)に影響し、高地帯も低地帯も悩まされた。その上、第二期にはさらに過剰生産がもたらすより低い棉花価格の重圧と、

第一表  
第一期 通貨縮小期 1818～22

商 品	1818年	1822年	下 降 率
海 島 棉	50(セント)	26(セント)	48(%)
高 地 帯 棉	30.8	13.5	56
米	6.38	2.91	54
生 計 費 指 数	167	109	35

第二期 生産過剰不況期 1822～29

商 品	1822年	1829年	下 降 率
海 島 棉	26(セント)	23(セント)	12(%)
高 地 帯 棉	13.5	8.6	36
米	2.91	3	0
生 計 費 指 数	109	86	21

地力疲弊の苦しみとは高地帯ピードモントのプランターのみが背負ったものであった。彼らは経済的不況に対し低地帯よりも大きな打撃を受けたから、経済問題として関税に大きな興奮を示した。低地帯の米作プランターはほとんど影響をうけぬか或いはむしろ繁栄していたといえる。<sup>⑥</sup> 従って経済的打撃の少なかつた低地帯が異常とも思えるほどに、保護関税政策に敵意を示した動機は別の点に求められねばならない。

南部を通じて共通の特長は奴隸制にあった。北部では人口のわずか2%がニグロであったが、南部では1820年のセンサスによれば人口の3分の1が黒人であった。南部の州別にみたニグロ人口の下限は19.6%のテネシーであり、サウスカロライナは52.7%のそれを有して上限を形成していた。郡の段階にまで立入ってみると、勿論この平均値を越える郡を探すのは容易であった。<sup>⑦</sup> サウスカロライナ低地帯のプランテーションは、沼沢地帯のマラリアを避けるため比較的多数が不在プランターの所有であるため、黒人対白人の人口比率は常に前者が多数派を形成していた。ほとんどのプランターが自分のプランテーションに住む冬期においても、黒人と白人の比は不安をおこさせるほどに大きかった。1830年チャールストンではその比3対1、コレトン4対1、ビューフォート5対1、ジョージタウン8対1と理解されている。<sup>⑧</sup> 夏期、多くの白人が沼沢地＝

## セクショナリズムの顕在化（山口）

第二表 黒人人口比が42%以上の地区<sup>⑧</sup>

地 区 名	黒 人 比 率	無効論賛成投票率
アベヴィル	47%	(1832年) 64%
バーンウェル	46	65
ピューフォート	85	84
チャールストン(農村部)	90	61
チャールストン(都市部)	61	52
チェスター	42	59
コレントン	80	67
ダーリントン	51	42
エッジフィールド	51	73
フェアフィールド	55	94
ジョージタウン	90	61
カーショー	63	39
レキシントン	42	100
マールボロ	51	100
ニューベリー	49	89
オレンジバーグ	59	90
リッチランド	65	75
サムター	68	53
ウィリアムスバーグ	69	50

米作プランテーションのマラリアの恐怖から脱出する季節にはニグロの比はさらに高まった。旧南部でこのように大量でかつ集中的な黒人人口を持っている土地はなかった。

<sup>⑨</sup>

さらに絶対数だけでなく低地帯の奴隸たちの質、性格がこのブラック・ベルトを余計に特異な地帯に仕上げていた。1803年～7年にかけて南部の中でサウスカロライナだけがアフリカ奴隸交易の再開を合法としており、およそ4万人のニグロが流入したといわれるが、これらのニグロは大部分、米作沼沢地帯に売られ人口の相当部分を占めた。幾世代もアメリカで奴隸として住んでいるニグロ以上に彼らはアフリカの奇怪とみえる慣習と顔つきを持っており、馴化のむつかしい野蛮人のようにみえる時があった。その上マラリアを避けて長いシーズン白人が黒人と接触する機会に乏しかったから、彼らの話すガラ(Gullah)という言葉と、その内容を十分に理解できる主人はほとんどいなかった。

マラリア、奴隸の密集、渡来した期が短い未同化のニグロ、聞きなれぬガ

ラ——それらが低地帯プランターたちに常に危険が存在するという危機感を与えていた。それゆえ低地帯プランターたちは関税よりも彼ら自身の特殊な問題、すなわち奴隸制の方により悩みを感じていた。勿論、彼らも関税に反対ではあったが、米作プランターは高地の棉花プランターに比して収入減も少なく、土壤は肥沃であった。従って彼らの心配は保護関税論者よりも奴隸制廃止論者に焦点があてられていた。旧南部のどの地域を見渡しても、この地域ほど反奴隸制キャンペーンに対して最初に、そして病的なほど恐怖心を示したところはない。<sup>⑩</sup>

(註)

- ① Wilfred E. Binkley, *American Political Parties. Their Natural History* (1966), p. 138.
- ② George McDuffie's Forty Bale Theory, Speech at Charleston, May 19, 1831, in William W. Freehling (ed.), *The Nullification Era. A Documentary Record* (1967), pp. 104-119.
- ③ Frederic Bancroft, *Cahoun and the South Carolina Movement* (1928), pp. 19-20, 115; Charles M. Wiltse, *The New Nation, 1800-1845* (1961), Chap. 6, esp. pp. 115-117, 121.
- ④ 1819年～22年までに通貨量は約2分の1に縮小された。
- ⑤ William W. Freehling, *Prelude to Civil War. The Nullification Controversy in South Carolina, 1816-1836* (1966), p. 363 Tables 1 and 2.
- ⑥ 前掲第一表、「米」の欄参照。価格下落はほとんど認められない。
- ⑦ Charles S. Sydnor, *The Development of Southern Sectionalism 1819-1848* (1948), pp. 5, 11.
- ⑧ Freehling, *Prelude to Civil War*, pp. 365-366.
- ⑨ *Ibid.*, p. 11. ちなみに高地帯に属する北方3郡では3対1で白人が多く、中部から西部にかかる3郡では黒人1.5対白人1の率であった。
- ⑩ *Ibid.*
- ⑪ Freehling, *Nullification Era*, p. x.

(三) 1820～30年代動搖の本質

アボリシヨニストにサウスカロライナが敏感な反応を示したとはいものの、

第三表

	反奴隸制運動	奴隸制問題 (全国政治)	奴隸叛乱 (サウスカロライナ)
1820		ミズーリ論争	
1821	B. ランディのバムフレット		
1822			D. ヴェシイの叛乱計画
1824		漸次的解放計画 (オハイオ)	
1826		パナマ会議へ代表団派遣	チャールストンで奴隸叛乱
1827		アメリカ黒人送還協会 国会の援助要請	
1828	W. ギャリソン “ジャーナル・オブ・ザ・タイム”		
1829	D. ウォーカー “アピール”		ジョージタウンで奴隸叛乱
1830		ヘイン=ウェスター論争	
1831	ギャリソン “解放者”		ナット・ターナーの叛乱 (ヴァージニア)

第三表が明らかにしているごとく、1820年代には反奴隸制キャンペーンは始まつたばかりであった。従ってサウスカロライナ人がそれに不安を感じたとすれば、それは再び同州の特殊性の中に求められねばならぬ。低地帯を通じて白人に対する黒人の比は5対1であり、加えてこの大規模な黒人人口は他のどの地域のニグロよりも白人文化に未同化の状態に留まっていた。そのようなことがサウスカロライナを第二のサン・ドミニゴにするかもしれぬとの恐怖心を抱かせていた。

1822年チャールストンにおけるヴェシイ (Denmark Vesey) の叛乱陰謀がこの不安を現実のものに変えた。内戦前の歴史をより長期的な視点からみると、ヴェシイに始まりナット・ターナー(ヴァージニア州)で終る10年間はサウスカロライナにおける奴隸叛乱の最盛期として捉えられる。それ以前にもまたそれ以後にも奴隸の叛乱陰謀が、この期ほど巧妙にかつ広汎にしばしばおこったことはない(前掲第三表参照)。平穏な何十年もの時でさえ、ニグロ人口の稠密さのゆえに不安を感じていたサウスカロライナの低地帯が、ナリフィケイションに先立つ10年間に四つの深刻な奴隸騒擾に直面した。しかもこのくり返された陰謀は、反奴隸制運動からその刺激をうけとっていた。ヴェシイ事件はミズーリ

問題が国会で論じられた2年後におこった。「1822年夏のできごとは……<sup>①</sup>国会で奴隸制問題がアジられたことの最も適切な結果として長く記憶されるであろう」とはターンブル（Robert Turnbull）の証言である。ナット・ターナーの叛乱はギャリソン（William L. Garrison）の有名な「解放者」<sup>②</sup>が世に出てから1年も経たぬうちにおこった。

これらのことから低地帯は反奴隸制キャンペーンの少しの成長でも直接的に奴隸叛乱という大問題に至るという信念を、ナリフィケイションまでに持つに至った。ここからひきだされる教訓は十分すぎるほど明白であった。国会の場からも、或いはその他いかなる所からも反奴隸制の煽動的な運動や発言を許すべきではないということであった。

奴隸叛乱に対するプランターの今一つの問題は、南部人自身が奴隸制を道徳的に悪と認め、彼らの誇りとする独立宣言に反することを自認していたことにあった。この時期は南部人が未だ奴隸制を必要悪と譲っていた時期であり、しかもその悪を排除することが不可能と認識し心の重荷を感じていた期であった。奴隸叛乱に対する恐怖と、この道徳的罪悪感を抱いていた1820年代のサウスカロライナ人にとり、外からの反奴隸制攻撃に対抗して勢力を結集しうるか否か疑わしい時期であった。自らも嫌悪すべき制度だと認める奴隸制を防衛するための手段と理論を模索している時期であった。奴隸たちは奴隸主がこのディレクマと、外からの攻撃に面して不安定で決断的でないことを嗅ぎとっていた。たとえばヴェシイの計画の中には、この奴隸主の不安定さが計算の中に組み入れられていたといわれている。1835年以後、奴隸主たちが奴隸制を「積極善」として守り、コントロールを強化してからは、アプシーカーの数多くの奴隸叛乱列挙にもかかわらず、奴隸たちは革命的な手段によって自由を求めようとする試みをほとんど示さなくなっている。

ヴェシイ事件はサウスカロライナ人に、奴隸に対する寛容と親切だけでは叛乱を避けることも不可能だし、効率的に労働させることもできないことを教えた。この事件は奴隸制は人道的な扱いだけでは維持しえないことを教え、恐怖の原理によって奴隸を統御せねばならぬことを悟らせた。フィリップスの示した家父長的側面を持った穏和な奴隸制も実体を持つ事実であったが、スタムプ

が示した奴隸をして恐怖の中にたたしめるいき方も必須であった。このことが<sup>④</sup>良心的な奴隸主のディレンマを一層深めた。

くり返し言えば、この期はほとんどの南部人が奴隸制を道徳的に悪と信じ、その上、奴隸解放計画を許容してもいた時期であった。周知のように組織的な反奴隸制運動は、もともと南部にその源を発しているのであり、ランディ(Benjamin Lundy)の1827年の見積りによると、合衆国には130の反奴隸制協会があり6,625名のメンバーがいたが、このうち106協会5,150人の会員が南部にあった。<sup>⑤</sup>

政治的信念からも南部人は奴隸制を悪だとしていた時期であった。南部人も独立宣言を誇りにしていた。ただ一方で民主的な信条を保ちながら、他方で奴隸制から利益をひきだしていることの矛盾は解決しがたいものであった。

南部から奴隸制を排除するのは不可能であった。すでに1823年サウスカロライナ州下院特別委員会は黒人送還計画の請願に対し、政府は一般に正当な補償をせずに財産(奴隸)を没収することができない、また奴隸解放に要する費用はサウスカロライナだけで8,000万ドル、それに法外な送還費用を加えると、奴隸制廃止は理屈の上では正しいとしても現実的には不可能であると回答していた。1820年代サウスカロライナで出版された次の三つの奴隸制擁護論

Edwin Holland, *Refutation of the Calumnies Circulated Against..... Southern Slavery* (1822).

Whitemarsh Seabrook, *A Concise View of the Critical Situation and Future Prospects of the Slaveholding States, in Relation to their Colored Population* (1825).

Edward Brown, *Notes on the Origin and Necessity of Slavery* (1826).

は、ナリフィケイション以後の「積極善」説ではなく「必要悪」説であることを見している。しかしながら必要悪説は説得的な理論的基盤を欠いていた。それゆえ北部人と接したプランターたちは容易に論破されるのが常であった。自ら道徳的にも政治的にも悪だとする制度を外からの非難、攻撃から守る困難は自明であり、それがサウスカロライナの悩みの一つであった。

加えて奴隸制問題がようやく国家政治の場に持ちこまれ始めた。1820年代は

ミズーリ論争を通じて奴隸制をめぐる長期の国会における論戦で幕をあけた10年間であった。もっとも奴隸制が全国政治の舞台に登場してきたとはいえ、<sup>⑥</sup> 1830年代中期の締口令の出現までは主要な国家的問題となるには至っていない。ただ同時代のサウスカロライナ人が常に指摘したように、反奴隸制運動や国会での奴隸論争がおこるたびに奴隸の叛乱、暴動がひきおこされる兆しがあった。

南部でも最も黒人人口の密集したサウスカロライナ低地帯にとって、この恐怖感は大きかった。その上、奴隸制廃止が成功すれば8,000万ドルの財産が消失する。高地帯のプランターは奴隸解放という破局に面しても、少なくとも土地財産だけは保持することができよう。しかし低地帯<sup>⑦</sup>は奴隸財産と同時に、巨費を投じて開発した米作地帯をも失う。ニグロたちは束縛なしには効率的に労働しないであろう、そして致命的なマラリアのある沼沢地帯ではニグロなしの耕作は不可能のようにみえた。サウスカロライナの中で最も肥沃で最も生産的な土地が永久に荒廃したままで残されるに相違ない——奴隸制廃止<sup>アボリシヨン</sup>は唾棄すべき最高率の保護関税よりもさらに大きな「経済的」脅威を提供したのである。

南部人は奴隸制を必要悪と自認した。プランターは奴隸制を守る理論を未だ持たなかった。アボリションのアジと奴隸叛乱とのつながりが存在した。そしてサウスカロライナは奴隸人口が最も密であった。アボリション運動が強まるにつれその恐怖は深まった。

この過渡期における真の問題は、奴隸制は廃止さるべきか否かではなく、むしろ奴隸制を論じうるか否かであった。<sup>⑧</sup> そのような時点でようやく奴隸制問題が国会でとりあげられるようになった。ワシントンでは活発に奴隸制を守る論戦をせねばならぬということと、自州内では奴隸制論争を完全に抑圧せねばならぬという両立しがたい政策の双方をやりとげねばならぬこと——これが1820年代～30年代初頭にかけてサウスカロライナのディレンマの本質であった。

そして保護関税に対するナリフィケイション運動の中で、決定的なアピールの一つは、奴隸制を論じることなしに奴隸制廃止論者を抑圧しうる武器——それが州拒否権、合衆国憲法修正、分離のいずれであれ——がからえられるというアピールであった。<sup>⑨</sup>

(註)

- ① ミズーリ論争とヴェシイ事件との関連性をあげた南部人の二つの証言、および1823年サウスカロライナ州下院特別委員会の公式声明参照。Freehling, *Prelude to Civil War*, pp. 60-61, 78.
- ② Herbert Aptheker, *Essays in the History of American Negro* (1945), *passim*.
- ③ プランティション労働力でなく、最も従順で忠実だと考えられていた家内奴隸が陰謀の中心人物に加わっていたことが、サウスカロライナ人の奴隸に対する信頼感を消失させそれだけ不安をかきたてた。たとえばT.ベネット知事は公務によって家を不在にした時、彼は妻子を最も信頼していた奴隸ローラに預けたが、ローラは陰謀の首謀者の1人であることが判明した。Freehling, *Prelude to Civil War*, p. 60.
- ④ Ulrich B. Phillips, *Life and Labor in the Old South* (1929), *passim*; Kenneth M. Stampp, *The Peculiar Institution* (1956), Chap. IV "To Make Them Stand in Fear."
- ⑤ William Hesseltine and others, *The South in American History* (1960), p. 148. ちなみに南部におけるこの種の協会は1837年までに完全に消滅し、逆に1838年までに北部ではアメリカ反奴隸制協会が1,346支部、会員107,680人に達している。Ibid., p. 154.
- ⑥ この10年間に全国政治の場に登場した奴隸制論争については前掲第三表第二欄参照。
- ⑦ Freehling, *Prelude to Civil War*, p. 184.
- ⑧ Clement Eaton, *The Freedom of Thought Struggle in the Old South* (1964), pp. 159-160.

#### 四 双生児の危機と克服策

今まで述べてきたごとくサウスカロライナの悩みは二つあった。従ってそれへの反対は二者を結んで一つとした闘争となるはずである。保護関税と奴隸制廃止の双生児的攻撃からの脱出策は、いかなるものであったか。ナリフィケイションとユニオンとは、いかなるかかわりを有したかが問われねばならない。  
低地帶では保護関税よりも奴隸制問題が、より平静を乱す因子としてうけとられていた。稠密な奴隸人口、ヴェシイからナット・ターナーに至る一連の

奴隸叛乱とそれのもたらす恐怖、奴隸主自身の罪の意識と十分な奴隸制擁護理論を十分には持ちあわせていないこと、そして最後に最大の経済的利害関係を奴隸制に持っていたことなどが、低地帯の富裕なプランターを悩ませた。彼らは反奴隸制運動のいかなる兆しにも鋭く敏感であった。

それはまさに高地帯のプランターが保護関税のおよぼす経済的な影響に特に敏感であったのと符合した。

一方、奴隸制の緊張は低地帯だけのものではなかった。ナット・ターナーの叛乱は高地帯プランターたちの間にも大きな恐怖をひきおこした。比較的に繁栄していた低地帯は高地帯プランターの経済的苦況をよく理解しえたし、彼らの高い抵当、負債額は低地帯からもはっきりと見てとれた。

双方の地帯間のコミュニケーションがすぐれていたので相互の感情をより理解することができた。かくてナリフィケイションは低地帯の反アボリション・キャムペーンと、高地帯の反高率関税キャムペーンとの結合として出現する。ナリフィケイションはまさにこれら二つの結合運動として強烈に推進されることになったのである。<sup>①</sup>

双生児——アボリションとプロテクション——の攻撃から回避可能な方法として二つの道が残されているようにみえた。

一つはユニオンから分離する道であり、事実1827年以降、若干のサウスカロライナ人はクーパー (Thomas Cooper) の指導下にこの分離の実現化を希求した。<sup>②</sup>

しかし他の人々はカルフーン (John C. Calhoun) の救済策に従う希望を表明した。すなわちサウスカロライナの利益を守るとともに、同時にユニオンをも救うというより保守的な解決策を選択せんとした。州は連邦法(高率関税法)を合憲的に拒否しうるとのカルフーンの説がその解答であった。難局からの回復策は何であるべきか。それはクーパー、ターンブル (Robert J. Turnbull)、レット (Robert B. Rhett) ら過激派の唱える分離ではない。ユニオンを割ることはこの時点のカルフーンにとっては忌わしいことであった。彼は自らは「州拒否権」と呼ぶことを好み、他の多くの人々が国法無効論と呼称した策を提示した。

この法理論は1798年のヴァージニア・ケンタッキー決議から主としてひきださ

れたものであった。相違は、同決議がいくつかの州は違憲の連邦法を無効とし  
うると主張したに対し、カルフーンは単一の州でもそれが可能であるとするよ  
り過激な段階にまで進めた点にあった。

カルフーンによれば、連邦政府は合衆国憲法によって作出された諸州の代理  
者にすぎず、合衆国憲法という契約に記された字句の義をこえて行為することは  
できない。合衆国憲法の解釈をめぐって州と連邦政府との間に大きな衝突が  
ある場合には共通のアムパイラは存在しない——合衆国最高裁判所はそのよう  
なものとは考えられない、なぜならそれは連邦政府の一当局であるからである。  
従って連邦政府が合衆国憲法を侵犯したか否かを判断する権限は各州に留保さ  
れている。違憲の連邦法が作動するのを阻止するためには、特別に選出された  
ステイク・キングエンジョン  
州 大 会が1州の主権行使する必要がある。

カルフーンはこの理論の出発点を「主権は分割しうるか否か」の問題におい  
た。彼は合衆国憲法が1789年以来、変化したと認めるのを拒否したが、現実に  
新しい国家観がわきおこっていて、それが個々の州の自決権、或いは主権を減  
小させる傾向を持つものであることを認識していたのである。

合衆国憲法の制定者たちや同時代のアメリカ人は、主権は分割しうると信じ  
ていた。憲法は権限をいくつかの分野では中央政府に、他の分野では州政府に  
分かれち与えたものと信じられていた。しかしカルフーンはイギリスの理論家オ  
ースティン(John Austin)によって詳細に述べられた新しい主権論——主権は  
分割されえない——を信奉した。決定を下す窮屈の権限は分割されえない。そ  
れは卑近な例証をあげればたちどころに納得のいくものであった。たとえば主  
権と婦人の徳目とは次のように比較されうる、州に対しその主権の一部を放棄  
するよう要求するのは婦人に対して彼女の処女性の一部を割譲せよと要求する  
に等しい噴飯事である、と。  
③

合衆国憲法を制定した主権者と、合衆国を治める代理者との間には明確な一  
線を画さねばならない。民主国家にあっては合衆国憲法に同意した人々が、彼  
らが政治をするように任命した代理者に対し至上であらねばならぬ。政府は単  
に法律を作成する機能を持つだけであって、それは憲法を制定した人々によっ  
て認められた権限の中に慎重に留まっている限りにおいてのみ合法的であった。

合衆国憲法を政府より優位に保ち、かつ憲法を制定する主権者をより至上に保っておくためには、合衆国憲法を批准した原初母体が何を違憲とし何を合憲とするかの最終的権威を有していねばならない。州大会が合衆国憲法を批准した原初母体であるから、それらがいかなる連邦法をも無効とする権威を留保している。

カルフーンが看破していたごとく、民主国家における最大の危険とは “law maker”（政府）が “constitution maker”（主権者）から権力を剥奪するだけではなく、多数派が少数派に専制的な力を振るうだろうということであった。ナリフィケイションはこの二つの危険を阻止しうるであろう。アメリカの主要な圧力グループの各々——南部の奴隸所有主、西部のファーマー、北部の商人、東部の製造業者など——は、少なくとも一つの州はコントロールしているから、州拒否権がかさにかかった多数派から少数派を保護することを可能にするであろう。この力を使用、或いは使用すると脅やかすことによってサウスカロライナのプランターたちは関税を引き下げることができ、反奴隸制立法を阻止することができる。すなわちアボリショニストとプロテクショニストは力を失い、ユニオンは永久に維持されることができる。

まさにナリフィケイションは少数派の権利を守ることによって地域的不満を鎮和させる一つのユニオン救済策であって、分離論とは異なったものである。<sup>④</sup>カルフーンも決して初期のナショナリズムやユニオンへの愛を失ってはいなかった。逆に次の二つの認識が彼をしてナリフィケイションを主張せしめたのである。すなわち一つは、彼および南部人が抱いているこのナショナリズムやユニオンへの愛は、北部の反奴隸制ファンチシズムのために最大の危機にあると考えていたこと。第二に、奴隸制はナショナルな問題ではなくローカルなそれであり、従ってこの問題は排他的に南部人民によって扱われるべきであること。南部人がバニグロを理解しており、直接的に人種問題の影響をうけるのも彼ら自身であるゆえ、外部からの干渉と攻撃は一切不要である、との認識があった。

ナリフィケイションは分離の理論ではなく、ユニオンに留まる理論であった。一方、ナリフィケイションに強硬な態度を示したジャクソン大統領の思考はいかなる基盤に立っていたか。

ナリフィケイション危機の奇妙でしかも意義深い一つの側面は、ジャクソン自らが州権論者だと自認しており、かつ彼を支持した人の大半がジャクソンの政党を州権を唱導した党であると見做していた点である。<sup>⑥</sup> この点に彼がナリフィケイションには強い反対を示しつつ、一方で宥和的な妥協関税策を推進して一つの州の権益を保護し、この危機を克服せんとした基盤がある。

ジャクソンのユニオン観はいかなるものであったか。無効論争危機の最中に出された二つの基本的な国家文書——1832年12月4日の第四回年次メッセージと、6日後の宣言書——において彼はその立場を表明している。この中で彼は無効論者の手からユニオンを救うとともに、保護関税を挺子としたいわゆるアメリカン・システムを排除し、そして諸州および人民の側の権力を伸張させる準備のあることを示した。確かに当時の多くの人々がこの二つのメッセージに含意されるものが、全く矛盾そのものであると見てとったのも不思議ではない。<sup>⑦</sup>しかし彼はそれに基づいて強制法案と、新しい関税調整の双方に平等の支持を与えた。これは現実的な政策であり彼の思考にひそむ底流的統一性を示すものであった。彼は妥協の翌日に述べている、「若干の州の諸権利を保護することと、ユニオンの統一性を保持すること」は彼の政策の二つの「必然的に関連しあった」目的である、<sup>⑧</sup>と。ジャクソンがナショナリストとしての側面と、州権的側面を併せ持つことが如実に示される言辞であり、これが危機の克服と妥協関税の誕生に資したことは論ずるまでもない。

ユニオン維持は首尾一貫したジャクソンの信念であった。諸州によって、或いは人民によって結ばれたものであろうと、合衆国憲法なる契約は拘束力を持った義務であると観じた。この点、彼はウェブスター（Daniel Webster）とカルフーンの中間に位置する。すなわち憲法を永続的な合意であると主張する一方、この合意に加わった諸勢力がこのとりきめの条件を判定する独立した権限を保有しているとのカルフーン説に反対した。「ユニオンは契約によって形成された。この契約に加わった諸勢力は憤りを感じた時には別れてもよいと言わっている。しかしこれは別れることのできない契約であることは確実なのである」。<sup>⑨</sup>

しかし同時にジャクソン体系の中には仲介人としての要素が多分に含まれて

いた。彼は保護関税は「理屈の上では我が国にとって利益」であるかもしれない  
と同意するかたわら、南部における激怒ぶりをみると、この激怒が保護関税  
のもたらすかもしれない可能性の善よりも遙かに重大であると主張する。<sup>⑨</sup>それゆ  
え彼は保護政策の終熄を要求することによってアメリカン・システムの唱導者  
クレイ (Henry Clay) に圧力をかけ一つの選択を迫ったことになる。その点で  
ジャクソンは関税問題では本質的に妥協の側に加わっているのである。<sup>⑩</sup>妥協關  
稅がクレイとカルフーンによって根回しされ、最後にジャクソンの署名を得て  
成立した事情はそれによって説明することができる。<sup>⑪</sup>

かくてジャクソンは大統領として彼の最も華々しい行動を開始し、関税につ  
いては宥和を、ナリフィケイションについては厳然さを示した。一方、今やサ  
ウスカロライナ選出の上院議員にと地位を変えたカルフーンは、同州民が自殺  
的な戦争に突入せんとするのを阻止しようと努め、クレイの助力をえて1833年  
妥協関税の通過をかちとった。それは1842年までにゆるやかな段階において率  
を平均20%のレヴェルにまで引き下げる内容としていた。しかし一方、  
国会はナリフィケイションに関しては断固として妥協を拒否した。ジャクソン  
の強制法案が国会を通過した。

妥協関税はクレイとカルフーンによって後援された。しかし全面的解決、す  
なわち関税を引き下げ、同時にナリフィケイションを否認することは、ジャク  
ソンの刻印を押されたものとして完成をとげた。

## (註)

- ① もっともナリフィケイション反対派、いわゆる「ユニオニスト」の存在がなか  
ったわけではない。経済恐慌にもアボリショニストにも比較的に悩まされるこ  
との少なかった山岳地帯のヨーマンと、チャールストンの商人たちがその主流  
を形成した。Freehling, *Nullification Era*, p. xiv.
- ② *Ibid.*, p. xii.
- ③ Clement Eaton, "Calhoun and State Rights," in Albert Kirwan (ed.), *The  
Civilization of the Old South. Writings of Clement Eaton* (1968), p. 143.
- ④ *Ibid.*, p. 146; Freehling, *Nullification Era*, p. xiii.
- ⑤ Charles Sellers (ed.), *Andrew Jackson, Nullification, and the State Rights*

*Tradition* (1967), p. 35.

- ⑥ クレイは「一つの短い週の間で年次メッセージと宣言書が生まれた。前者は州権論者側のウルトラにあたり、後者はユニオン派のウルトラにあたる」と書いている。Henry Clay to Francis Brooke, December 12, 1852, quoted in Major L. Wilson, “‘Liberty and Union’: An Analysis of Three Concepts Involved in the Nullification Controversy,” *Journal of Southern History*, XXXIII (1967), 348.
- ⑦ Second Inaugural Address, March 4, 1833, in J.D. Richardson (comp.), *Compilation of the Messages and Papers of the Presidents, 1789–1897*, 10 vols. (1907), III, p. 3.
- ⑧ Proclamation, December 10, 1832, *ibid.*, II, p. 649.
- ⑨ Fourth Annual Message, *ibid.*, II, pp. 598, 600.
- ⑩ Wilson, “‘Liberty and Union,’” 353–354.
- ⑪ ユニオンとナリフィケイションでは、このように成功的に働いたジャクソン体系は、かの運命的な論争点である奴隸制については挫折する他ない。やがてジャクソン体系は分裂して (一) ウィルモット法案、(二) ダグラスの住民主権説、(三) ウエブスター、クレイによる 1850 年大妥協の三方向に走ることになる。Wilson, “‘Liberty and Union,’” 354–355。ナショナリストの侧面と、州権的侧面を併せ持ったジャクソン体系には限界があり、内戦の阻止には無力であることがやがて証明された。

#### (五) おわりに

ナリフィケイションによって南部は低率の妥協関税をひきだすことに成功した。そのことをナリフィケイション運動の勝利だと考えた無効論者もいた。しかし無効論者の真の狙いがアボリショニストとプロテクショニストの双方を同時に征服すること、つまり奴隸制を永久に保護する憲法的な理論を全国的に承認させることにあったとするならば、それは敗北であった。<sup>①</sup>

ジャクソンの強制法が通過したことによって、ナリフィケイションは永久に圧殺された。少数派の拒否権が否定されて、国会では多数派が支配するのだということが明示された。連邦法を無効と拒否する一方で、ユニオンの中に留まろうとするカルフーンの中道策ナリフィケイションが否定された以上、南部に

とって残された選択肢は狭められて二つになった。その一つは多数派支配の原理に従って、北部でますます活発になってきた反奴隸制勢力に屈伏するか、或いはその二として分離に訴えるかであった。

南部はいずれその選択を迫られることになる。ただ奴隸主たちは民主党をもうしばらく支配することができ、その支配を通じて国会を牛耳ることができた。1830年代の箝口令論争や、1850年代の<sup>アリトリー</sup>准州および逃亡奴隸論争において、南部はこの戦術によって成功をかちとっていく。しかし南部がもはや民主党をコントロールできない時点がくるか、或いはアメリカ人民が民主党以外の党を選ぶようになれば、プランターたちは前記の二つの選択肢のうちどれか一つを選ばねばならなくなるのである。かくてナリフィケイションが敗れさせたことにより、選択肢の一つである分離がもううとではあるが大きく前途に立ちあらわれた。

その上、南部はたとえば1831年のヴァージニア州議会での華々しい論戦を最後に、運命的な選択がなされたこと、つまり奴隸制を捨てられぬことを自覚した。もし奴隸制を維持しようとするなら物事は以前のように運ばないことを自覚せねばならなかった。奴隸たちの統御は困難な仕事であったし、北部のアボリショニストは勿論のこと、西欧世界全体の強い反奴隸制感情と対決しなければならなかった。罪悪感を自認するような「必要悪」説ではこれらの攻勢を支えきれなかった。奴隸制は道徳的にも政治的にも善であることを先ず南部人自身が信じなければ奴隸制の防衛は不可能であった。ナリフィケイション以後、南部は「積極善」説にと転換し、南部の諸州議会は言論、出版の自由を縮小し、奴隸解放を困難または不可能たらしめ、奴隸および自由黒人の双方に厳しい制限を課すようになった。

いわゆる南部の「大反動」<sup>グレイ特・リアクション</sup>が出現した。南部は「攻撃的防衛」へと姿勢を転換した。<sup>②</sup>

(註)

① Ralph E. Morrow, "The Proslavery Argument Revisited," *Mississippi Valley Historical Review*, XLVIII (1961), 70-94; David Donald, "The

セクショナリズムの顕在化（山口）

Proslavery Argument Reconsidered," *Journal of Southern History*, XXXVII (1971), 3-18.

- ② Charles Sellers, Jr. "The Travail of Slavery," in his *The Southerner as American* (1966), p. 67.